

予算施設委員会規程

〔平成19年4月1日〕
〔歴博規第 58号〕

(任務)

第1条 予算施設委員会（以下「委員会」という。）は、館長の求めに応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 国立歴史民俗博物館の予算に関する事項
- (2) 国立歴史民俗博物館の施設及び環境の整備等に係る計画の立案及び調整に関する事項

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 予算施設委員長
- (2) 予算施設委員長以外の副館長
- (3) 研究推進センター長、博物館資源センター長及び広報連携センター長
- (4) 管理部長
- (5) 財務課長

(委員長)

第3条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を行う。

(議事)

第4条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(審議結果の報告)

第6条 委員長は、審議結果を館長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、管理部財務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、人間文化研究機構組織規程（人間文化研究機構規程第1号）について所要の改正がなされるまでの間、本規程中の「予算施設委員長以外の副館長」は「人間文化研究機構企画連携室員である研究教育職員」に、「研究推進センター長」は「研究連携センター長」に、「博物館資源センター長」は「歴史資料センター長」に、「広報連携センター長」は「広報連携センター準備室長」にそれぞれ読み替えるものとする。